

2020年3月2日

株式会社松屋アールアンドディ

代表取締役社長 後藤 秀隆

問合せ先： 取締役経理部長 松川 浩一 0779-66-2096

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、事業の継続的な成長を目指すとともに、経営のチェック機能の強化、コンプライアンス及び企業理念の遵守を実践し、株主をはじめとした、全てのステークホルダーに対する経営の透明性と健全性を確保することをコーポレート・ガバナンスの基本的な考え方としております。これらを満足させるためには、当社の取締役の役割と責任の明確化、意思決定及び業務執行の迅速化を目指すとともに、透明性と内部統制の実効性を高め、経営環境、市場環境の変化に迅速かつ的確に対応できる経営体制、監督機能を有効に機能させることが必要と考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社はコーポレートガバナンス・コードにおける5つの基本原則の全てを実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
後藤 秀隆	600,000	26.7
後藤 倫啓	550,000	24.5
後藤 匡啓	550,000	24.5
オムロンヘルスケア(株)	250,000	11.1
ゴトウホールディング(株)	100,000	4.4
CBC(株)	100,000	4.4
NVC7号投資事業 有限責任組合	57,000	2.5
後藤 久代	43,000	1.9

支配株主（親会社を除く）名	後藤 秀隆、後藤 倫啓、後藤 匡啓
---------------	-------------------

親会社名	なし
------	----

親会社の上場取引所	—
-----------	---

3. 企業属性

上場予定市場区分	マザーズ
決算期	3月
業種	輸送用機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社の代表取締役社長の後藤秀隆のほか、後藤倫啓及び後藤匡啓は支配株主に該当しております。当社は、支配株主等との取引は行わない方針ですが、例外的に行う場合には、通常の一般取引と同等の条件や市場価格を参考としてその妥当性を検証するとともに、社外取締役および社外監査役も参加する取締役会において十分に審議した上で意思決定を行うこととし、少数株主の権利を保護するよう努めております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

—

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役会設置会社
------	----------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	代表取締役社長
取締役の人数	7名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
佐々木 豊	他の会社の出身者						△		△			

※1 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a.上場会社又はその子会社の業務執行者

b.上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c.上場会社の兄弟会社の業務執行者

d.上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e.上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f.上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g.上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

h.上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

i.社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

j.上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

k.その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
佐々木 豊	○	当社は、2014年5月より佐々木豊氏と顧問契約を締結していましたが、取締役就任前にその契約を解消しており、同氏の独立性に問題はないと判断しております。また、佐々木豊氏は、2003年4月から2014年3月まで、当社の取引先であるCBC株式会社の業務執行に携わっていましたが、現在は同社の業務執行に携わっておりません。なお、在任期間における同社への売上高は当社売上高全体の1%	同氏は海外に多数の子会社を持つ企業や上場企業において業務執行に携わるなど企業経営者として幅広い経験と高い見識を有しており、その見識に基づき取締役会及びコンプライアンス委員会に出席し意見を頂くことで、当社の経営監視を期待できるものと判断したことから、当社取締役として選任しております。

		未満であり、独立性に問題はありません。	
--	--	---------------------	--

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置している
定款上の監査役員数	5名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役及び内部監査室は、会計監査人との連携を深め、より効率的な監査を実施し、監査の有効性、効率性を高めております。また、定例的な報告や意見交換に加え、会計監査人の日常の監査を通じての所見を聴取するほか、監査役は内部監査室の監査結果を踏まえて独自の監査を行っております。具体的には、内部監査結果や監査役監査の結果について適宜情報交換及び資料の共有を図っているほか、内部監査室による年度監査計画や監査結果の代表取締役社長への報告会に監査役が同席し、必要に応じ、内部監査室の実査などにも同行しております。また、監査役、会計監査人、内部監査室は定期的（四半期に1回）に会合を行い、お互いの監査実施状況の報告などの意見交換を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
田中 正一	他の会社の出身者													
錦見 光弘	公認会計士						△							
漆間 圭吾	弁護士													

※1 会社との関係についての選択項目

a.上場会社又はその子会社の業務執行者

b.上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m. その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
田中 正一	○	—	銀行出身であり、これまで金融業界で培ってきた専門的な知識、経験等を活かし、取締役会及びコンプライアンス委員会に出席し意見をいただくほか、会社全般の業務において、リスクとなる事項や問題点を適宜指摘いただくことで、当社の経営管理体制のより一層の充実に寄与することが期待され、当社監査役として選任しております。
錦見 光弘	○	錦見光弘氏は株式会社セントウルコンセプトの代表取締役であり、当社の取引先である双日株式会社から紹介を受け、当社に関与して頂いております。 2017年1月～7月において、同氏が代表を務める株式会社セン	公認会計士・税理士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、上場会社の社外取締役（監査等委員）としての経験から、取締役会及びコンプライアンス委

		トウルコンセプトとコンサルティング業務委託の取引関係にありましたが、現在は同社との取引はありません。	員会に出席し、特に財務及び会計面や上場企業としてのコーポレート・ガバナンスの体制面において意見を頂くことで、当社の意思決定に対する有意な牽制が可能であると判断しております。
漆間 圭吾	○	—	弁護士として法律に関する相当程度の知見を有しており、取締役会及びコンプライアンス委員会に出席し、特に法律面において意見を頂くことで、当社の意思決定に対する有意な牽制が可能であると判断しております。

【独立役員関係】

独立役員の数	4名
--------	----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

業績向上に対する意欲や士気を高め、中長期的な企業価値の向上を目的として、ストックオプション制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役,従業員
-----------------	-----------

該当項目に関する補足説明

上記付与対象者について、当社の業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、ストックオプション制度を導入しております。
--

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない
------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬等の額が1億円以上である者が存在していないため、報酬の個別開示は実施しておりませんが、当社の取締役及び監査役の報酬は事業報告にて社内取締役、社外取締役、社外監査役別に総額を開示しております。

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
---------------------	----

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役及び監査役の報酬の決定については、株主総会で報酬総額の決議を得ております。各役員の前については、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、2019年度より、取締役は役位に応じて報酬レンジを定めた上で、各取締役の役位、キャリア、経営責任の度合い等に基づき、社外取締役及び監査役の意見を踏まえた上で、取締役会で決議しております。また、監査役は役位、キャリア、経営責任の度合い等に基づき、監査役会の決議により決定しております。今後、社外取締役及び社外監査役の主体的な関与のもとで決定する仕組みを検討してまいります。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役に対するサポート体制としましては、取締役会の事務局である人事総務部より、取締役会の議事内容を開催の3日前を目安に事前に連絡しており、適宜、必要な資料及び情報提供を行う体制を構築しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

- a. 取締役会
- 取締役会は、代表取締役社長 後藤秀隆が議長を務め、取締役副社長 中野雅史、取締役営業二部長 長谷川克人、取締役営業一部長 赤澤勇、取締役人事総務部長 杉本賢治、取締役経理部長 松川浩一、取締役 佐々木豊の取締役7名(うち社外取締役1名)で構成されており、毎月1回定期的に開催し、経営の最高意思決定機関として、重要な経営事項の審議及び意思決定を行っております。また、迅速な意思決定が必要な事項が生じた場合には、適宜、臨時取締役会を開催しております。
- b. 代表取締役
- 経営及び業務執行責任者として、当社を代表し取締役会の議事運営に当たるとともに、当社全般の業務執行を統括しております。
- c. 監査役会
- 監査役会は、社外監査役 田中正一が議長を務め、社外監査役 錦見光弘及び社外監査役 漆間

圭吾の常勤監査役1名(社外監査役)と非常勤監査役2名(社外監査役)で構成され、毎月1回の監査役会を開催、取締役の法令・定款遵守状況及び職務執行状況を監査し、業務監査及び会計監査が有効に実施されるよう努めております。また、迅速な意思決定が必要な事項が生じた場合には、適宜、臨時に監査役会を開催しております。

常勤監査役は取締役会及びその他重要な会議に出席するほか、監査計画に基づき重要書類の閲覧、役職員への質問等の監査手続を通じて、経営に対する適正な監視を行うとともに、企業集団の管理体制が適切に遂行されているかという観点から子会社4社の往査を実施しております。また、内部監査担当者及び会計監査人と連携して効率的な監査の実施に努めております。

d. コンプライアンス委員会

コンプライアンス委員会は、代表取締役社長 後藤秀隆が委員長を務め、取締役副社長 中野雅史、取締役営業二部長 長谷川克人、取締役営業一部長 赤澤勇、取締役人事総務部長 杉本賢治、取締役経理部長 松川浩一、取締役 佐々木豊、製造部長 山下尚一、人事総務部(法務担当者) 西 敦史及び当社の連結子会社であるMatsuya R&D(Vietnam)Co., Ltd 社長 結城豊彦、同副社長 布施美裕、Matsuya R&D(Myanmar)Co., Ltd 取締役 溝井正幸、瑪茨雅商貿(上海)有限公司 総経理 福嶋義隆、タカハタ株式会社 代表取締役副社長 金野弘幸にて構成され、社外監査役 田中正一、社外監査役 錦見光弘、社外監査役 漆間圭吾及び内部監査室長 村木健幸がオブザーバーとして参加しております。コンプライアンス規程に基づき当社が、国内外法令及び社内規程を順守し、社内規範を尊重した節度と良識ある行動を徹底させることを目的に、原則四半期に一回開催し、コンプライアンスに係る重要事項を審議しております。社長又は社長の委嘱を受けたものを委員長とし、委員長が指名する若干名にて構成されております。

e. 内部監査室

代表取締役社長直轄の組織である内部監査室は、内部監査規程及び内部監査計画に従って独立した立場にて、当社及び子会社の内部監査を実施しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は会社法に基づく機関として、株主総会、取締役会、監査役会及び会計監査人を設置するとともに、日常的に業務を監査する役割として、内部監査室を置き、これらの各機関の相互連携によって、経営の健全性・効率性を確保することが可能となると判断し、この体制を採用しております。

また、社外取締役及び社外監査役が中心的な立場から有益な監督及び監査を行える体制を整備し、経営監視機能の強化に努めております。

Ⅲ. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会の招集通知については、早期発送に向けて努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会集中日を避け、多くの株主の皆様が株主総会に出席できるように日程調整に留意してまいります。
電磁的方法による議決権の行使	今後、検討すべき事項として考えております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後、検討すべき事項として考えております。
招集通知(要約)の英文での提供	今後、検討すべき事項として考えております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページ上のIR専用ページにて公表する予定です。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向け説明会の複数回の開催を検討いたします。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を実施	第2四半期決算及び期末決算発表後に、アナリスト・機関投資家向け説明会を実施予定です。尚、説明会では、代表取締役社長自身による説明を予定しています。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	今後検討すべき課題と認識しております。	—
IR資料をホームページ掲載	上場後は当社ホームページに決算短信、決算短信以外の適時開示資料等のIR資料の掲載を予定しております。	
IRに関する部署(担	IR担当部門として経理部において、担当者を定めておりま	

当者)の設置	す。
--------	----

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社及びグループ会社のとるべき行動指針を定めたグループ行動規範では、財務会計の正確性・信頼性を確保し、適時で十分な情報開示を行うことで説明責任を果たし、出資者・資金提供者等からの信頼と支持を得られるよう努める旨を規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	今後検討すべき課題と認識しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社ホームページ、定期的に関催予定の会社説明会等により、ステークホルダーに対する積極的な情報開示を行う方針であります。
その他	—

IV. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

<p>当社グループは内部統制システムに関する基本方針を定め、下記の通りに整備しております。</p> <p>1. 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制</p> <p>当社グループは事業活動における法令・企業倫理・社内規則等を遵守し、併せて企業不祥事の撲滅を目指すため、当社グループ全体でコンプライアンス体制を構築しております。また、代表取締役社長直轄の内部監査室を設置しており、業務全般について、法令、定款及び社内規程の遵守状況、職務の執行手続き及び内容の妥当性等について定期的に内部監査を実施し、代表取締役社長に対してその報告を行っております。さらに、併せて内部通報制度（ホットライン）を設け、公益通報者保護法への対応と企業不祥事の未然防止に取り組んでおります。</p> <p>2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制</p> <p>当社は文書管理規程に基づき、文書事務の組織的かつ効率的な運営を図っております。また、取締役は取締役会議事録、株主総会議事録、稟議書など取締役の職務の執行に係る重要文書を、文書管理規程の定めるところに従い、適切に保存し、かつ管理しております。</p> <p>3. 損失の危険に関する規程その他の体制</p> <p>当社グループでは経済的損失、事業の中断・停止、信用・ブランドイメージの失墜をもたらす、当社の経営理念、経営目標、経営戦略の達成を阻害するさまざまなリスクについて、「リスク管理規程」を制定し、各事業部及び子会社から洗い出されたリスクについて、適宜報告を受ける体制を整備しております。</p>
--

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社取締役会を原則として月1回開催し、意思決定の迅速化、機動的経営の実行を図るべく、重要事項の決定を行っております。尚、当社グループ全体の事業年度計画を策定するとともに、組織、職務、権限等の規則を整備し、効率的な業務執行が行われるように努めております。

5. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

関係会社についても、当社グループ全体でコンプライアンス体制を構築し、その徹底を図っております。また、関係会社の業務の適正を判断するため、週1回定期的に関係会社から状況報告を受けているほか、月次で営業成績・財務状況その他重要な情報について報告を義務付けており、当社役職員が定期的に全子会社へ往査するなど関係会社の状況を定期的に把握しているほか、「関係会社管理規程」を定めており、全般的な管理方針及び諸手続、指導、育成、協力を促進して、企業グループとしてその健全な発展と経営効率の向上を図り、適正な業務の運営を維持します。

6. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項並びにその使用人の他の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役会が必要とした場合、監査役の職務を補助する使用人を置くことができます。尚、その使用人が監査業務の補助を行う場合は、指揮・命令・監督権は監査役会に移譲されたものとし、他の取締役からの独立性を確保いたします。

7. 当社グループの役員及び使用人が監査役会に報告をするための体制及び当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社グループの役員及び使用人は、監査役の求めに応じて、随時その職務の執行状況その他に関する報告を行い、法令、定款及び社内規程、その他重要な倫理に違反したと認められる行為を発見した場合には、当社ホットライン等内部通報制度を通じて、監査役に報告します。尚、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底しております。

8. その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、取締役会に出席するとともに、取締役からの職務執行状況の報告聴取、現業部門等への往査、関係会社への訪問調査など厳正に監査を実施いたします。また、代表取締役社長と定期的に意見交換会を開催いたします。

9. 反社会的勢力排除に向けた体制

当社グループは、「反社会的勢力対応に関する基本方針」において、公正で健全な経営及び事業活動を行うため、いかなる場合においても、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、断固として反社会的勢力との関係を遮断し、排除することを定めております。また、反社会的勢力から不当な要求が発生した場合には、代表取締役社長以下組織全体として対応するとともに、所轄警察・警視庁管内特殊暴力防止対策連合会・顧問弁護士等の外部専門機関と連携を図り、毅然とした対応を行って参ります。

10. 財務報告の適正性を確保するための体制

当社グループは、「出資者・資金提供者の理解と支持」の行動規範の下、子会社を含めグループ

一丸となって、財務報告の適正性を確保するため、財務報告に係わる内部統制の体制整備と強化を図っております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループにおける方針・基準として、「反社会的勢力との関係遮断に関する基本方針」を定めております。この基本方針に基づき、当社グループでは、役職員に周知徹底するとともに、平素より情報収集に努め、事案の発生時には外部の専門機関や法律の専門家と緊密に連絡を取るなど、組織全体として速やかに対処できる体制を構築しております。

V. その他

1. 買収防衛策導入の有無

買収防衛策導入	なし
---------	----

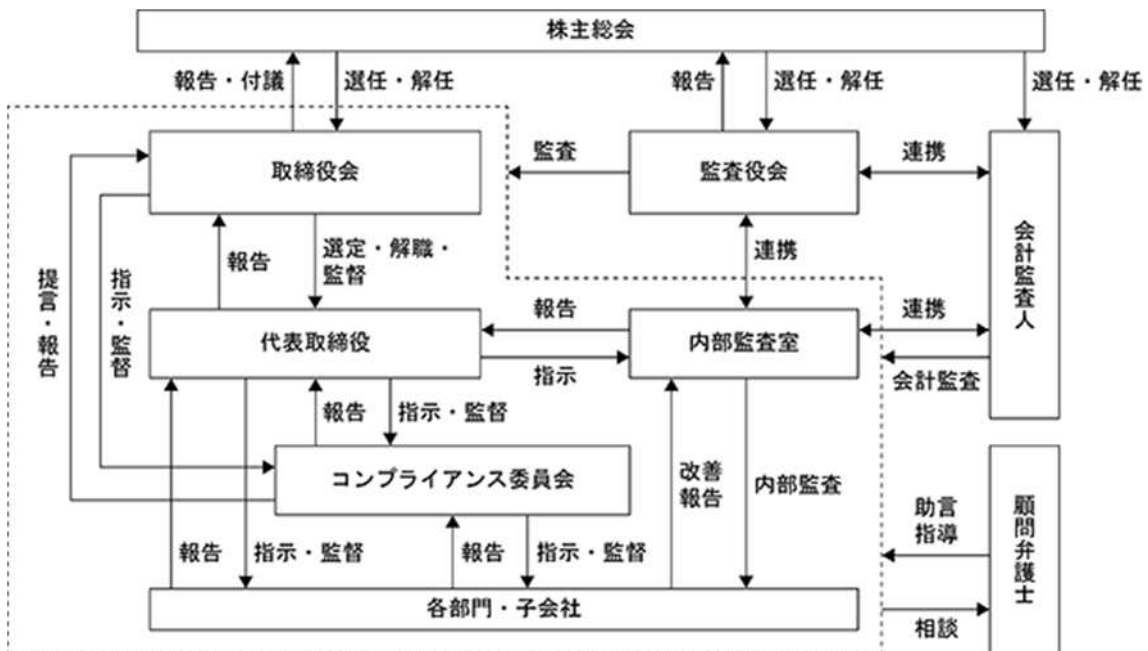
該当項目に関する補足説明

—

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

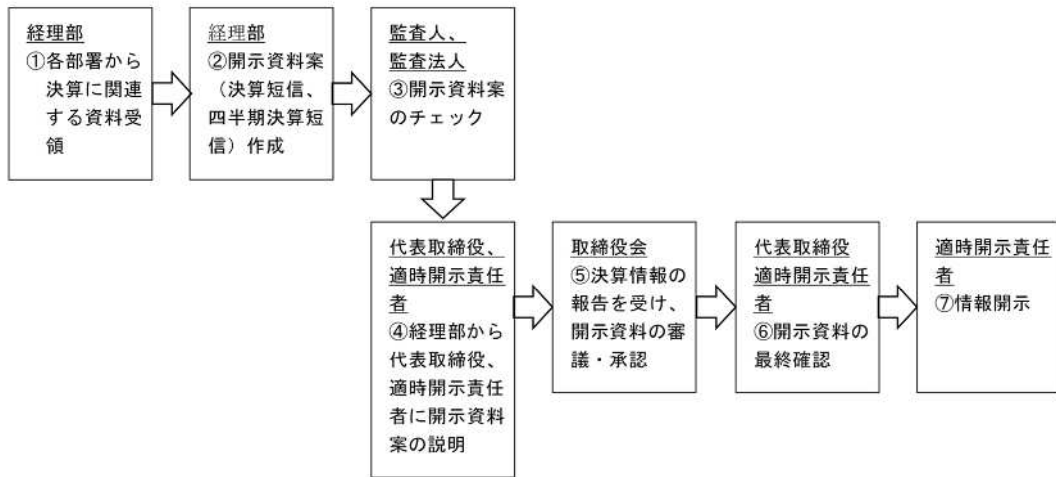
—

【模式図(参考資料)】

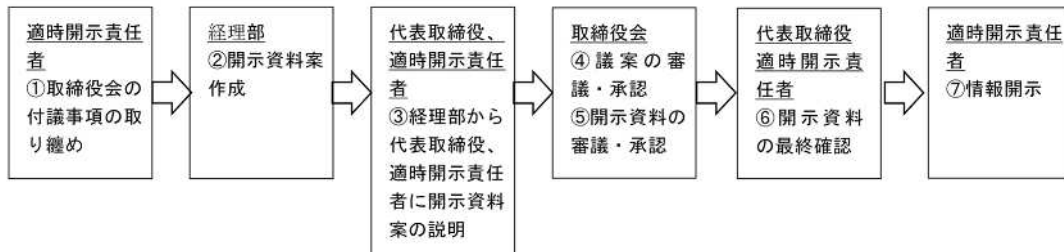


【適時開示体制の概要（模式図）】

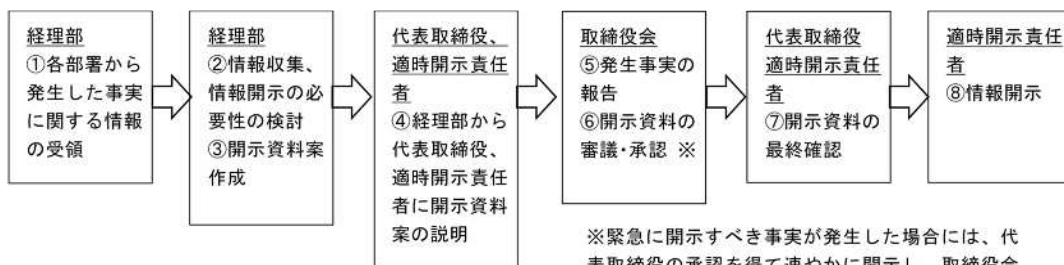
決算情報



決定事実



発生事実



※緊急に開示すべき事実が発生した場合には、代表取締役の承認を得て速やかに開示し、取締役会には開示資料を回付。なお、代表取締役不在の場合は適時開示責任者を承認者とする。

以上